

令和2年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和3年8月18日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：15件 未措置：0件 未報告：0件
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
1	財政課	措置済	【公用車の運転日誌】 現在使用されている運転日誌にて管理される項目が、安全運転管理規則第13条で定められた様式に定められた項目に比べ不足している。 規則で定める様式を使用するか、規則で定められた様式が実態にそぐわないのであれば規則を実態に合わせるなど、適切な車両及び運行管理が行えるよう改善されたい。	定期監査	運転日誌の様式を現行の運用にあわせるため、安全運転管理規則の改正を進めています。
2	子育て支援課	措置済	【公用車の運転日誌】 現在使用されている運転日誌にて管理される項目が、安全運転管理規則第13条で定められた様式に定められた項目に比べ不足している。 規則で定める様式を使用するか、規則で定められた様式が実態にそぐわないのであれば規則を実態に合わせるなど、適切な車両及び運行管理が行えるよう改善されたい。	定期監査	運転日誌の様式を現行の運用にあわせるため、安全運転管理規則の改正を進めています。 (財政課からの通知)
3	都市政策課	措置済	【準公金の管理】 名義が変更されていない通帳があった。通帳の名義人が変更されず、従前の関係者のまま残されているものが認められた。管理責任が曖昧になることから速やかに更新されたい。	定期監査	通帳の名義人を変更しました。
4	都市政策課	措置済	【準公金の管理】 監査資料として提出を求めた「公金・準公金の管理方法に関する調書」には記載されていない通帳を保管していることが、金庫内の確認において発見された。この通帳は、平成21年5月から10年間以上入出金がされていない普通預金であることから、一般的には休眠預金となる。 準公金として管理すべきものかの検討も含め、管理する以上は適切にされたい。	定期監査	「三木市花と緑の協会」の清算を行い、通帳を廃止しました。
5	都市政策課	措置済	【公用車の運転日誌】 現在使用されている運転日誌にて管理される項目が、安全運転管理規則第13条で定められた様式に定められた項目に比べ不足している。 規則で定める様式を使用するか、規則で定められた様式が実態にそぐわないのであれば規則を実態に合わせるなど、適切な車両及び運行管理が行えるよう改善されたい。	定期監査	運転日誌の様式を現行の運用にあわせるため、安全運転管理規則の改正を進めています。 (財政課からの通知)

令和2年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和3年8月18日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：15件 未措置：0件 未報告：0件
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
6	議会事務局	措置済	【公用車の運転日誌】 現在使用されている運転日誌にて管理される項目が、安全運転管理規則第13条で定められた様式に定められた項目に比べ不足している。 規則で定める様式を使用するか、規則で定められた様式が実態にそぐわないのであれば規則を実態に合わせるなど、適切な車両及び運行管理が行えるよう改善されたい。	定期監査	運転日誌の様式を現行の運用にあわせるため、安全運転管理規則の改正を進めています。 (財政課からの通知)
7	議会事務局	措置済	【公用車の運転日誌】 安全運転管理規則の第7条では、車両管理者が運転日誌を検閲することとなり、運転日誌には検閲したことを記録する決裁欄が設けられている。 検閲した記録が確認できなかったことから、適切に記録を残されたい。	定期監査	チェック体制を見直し、車両管理者が運転日誌を検閲した際は、事務局職員において運転日誌の決裁欄に、車両管理者が検閲した記録があるか確認することとしました。
8	水道業務課	措置済	【公用車の運転日誌】 現在使用されている運転日誌にて管理される項目が、安全運転管理規則第13条で定められた様式に定められた項目に比べ不足している。 規則で定める様式を使用するか、規則で定められた様式が実態にそぐわないのであれば規則を実態に合わせるなど、適切な車両及び運行管理が行えるよう改善されたい。	定期監査	運転日誌の様式を現行の運用にあわせるため、安全運転管理規則の改正を進めています。 (財政課からの通知)
9	教育総務課	措置済	【準公金の管理】 名義が変更されていない通帳があった。通帳の名義人が変更されず、従前の関係者のまま残されているものが認められた。管理責任が曖昧になることから速やかに更新されたい。	定期監査	監査で指摘のあったことについては、早急に更新しました。 今後は、職員の異動があれば、速やかに更新します。

令和2年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和3年8月18日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：15件 未措置：0件 未報告：0件
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
10	生涯学習課 (青山公民館)	措置済	【管理根拠】 「スポーツクラブ21」は、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため県内の学校区単位に設置され、兵庫県がその運営を支援してきたもので本市には14組織がある。そのうち「スポーツクラブ21三木青山」については、会費の徴収業務、入出金業務及び通帳管理を市の職員が日常的に行なっていることが認められた。スポーツクラブ21に関する県のガイドラインでは、自主自立による運営を行うこととされているが、市の職員が団体の業務及び現金管理を行う根拠が不明瞭であるため、明瞭にされたい。	定期監査	「スポーツクラブ21三木青山」と協議した結果、通帳を返納し、会費の徴収や入出金業務等もすべて自主自立による運営で行うこととしました。
11	生涯学習課 (青山公民館)	措置済	【収支決算】 「スポーツクラブ21三木青山」の事務処理や現金等の管理を市が行う根拠が不明瞭であるものの、実際に市が管理しているのであれば、準公金として公金に準じて適切に扱わなければならない。 県のガイドラインでは、毎年度、決算が終了した後、所定の時期までに実績報告書及び収支決算書を市町推進委員会（本市では文化スポーツ課）に提出し審査を受けた後に県へ提出することになっているが、実地による監査をした時点において令和元年度の収支決算が終了しておらず、報告書等の提出もされていなかった。	定期監査	新型コロナウイルス感染症の影響で事務が滞っていた収支決算報告書についても、青山公民館及び文化スポーツ課にも提出されました。
12	生涯学習課 (青山公民館)	措置済	【行政財産】 行政財産を使用しようとする者は、市に許可を受けなければならないが、三木市公有財産取扱規則の第17条にはその手続きが定められている。 「スポーツクラブ21三木青山」の事務室が、公民館の事務室内の一角に設置されている。県が作成しているスポーツクラブ21のガイドラインにおいても、学校や公立体育館等の部分使用をする場合は原則として行政財産の使用許可に該当することが明示されているが、本件について使用許可の手続きがされていることが確認できなかった。	定期監査	「スポーツクラブ21三木青山」と協議した結果、令和3年2月末日をもって、青山公民館事務室を「スポーツクラブ三木青山」の事務室として使用することを止めました。

令和2年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和3年8月18日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：15件 未措置：0件 未報告：0件
-------	--

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
13	学校教育課 (学校)	措置済	【支払遅延】 令和2年11月9日現在、一部の学校において合計29件、総額1,215,907円の支払遅延（3か月以上の遅延は947,425円、5か月以上の遅延は499,040円）が認められた。学校園徴収金における事業者等への支払遅延は、年度当初などにおいて保護者等からの支払いが遅れることが原因でやむを得ず発生する場合もあるが、正当な理由なく支払が滞っている場合もある。適切に処理されるとともに教育委員会において指導されたい。	定期監査 (学校)	校園長研修会、教頭研修会において指導しました。 準公金のうち事業者等への支払は、請求を受けた日から30日以内に処理します。また、年度当初などにおいて保護者から支払が遅れることが原因でやむを得ず事業者等への支払が滞る場合であっても、事業者等と確認した上で、速やかに処理します。
14	学校教育課 (学校)	措置済	【準公金の管理】 学校が事務を担っている団体等の会計について、当該団体等の監事により会計監査を受けることになるが、その会計監査の日付が会計期間の末日よりも早いものが認められた。今後、会計期間が終了した後となるよう適切に処理されるとともに教育委員会において指導されたい。	定期監査 (学校)	校園長研修会、教頭研修会において指導しました。 会計監査を受ける際、会計期間の終了後の日程で監査を実施します。
15	学校教育課 (学校)	措置済	【薬品の管理】 学校における毒物及び劇物等の化学物質については、平成31年1月15日付けで文部科学省から保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等にかかる通知が発出されている。また、本市における学校監査においても、過去3年間（令和元年度～平成29年度）で2回（令和元年度、平成30年度）にわたり薬品管理の不備を指摘している。このような中、本年度においても、薬品管理台帳に記載されていない薬品の保管、薬品管理台帳に記録された残量と実態との間に大きな乖離がある管理不備が一部の学校で認められた。本年度で3年連続の指摘となる。適正な管理を行うとともに、不要な薬品は適切に処分されるとともに教育委員会において指導されたい。	定期監査 (学校)	校園長研修会、教頭研修会において指導しました。 学校での薬品管理は、日本学校保健会が示している「学校における薬品管理マニュアル」にそって薬品管理台帳で適切に管理します。また、処分すべき薬品についても確認し、適切に対応します。